

平成29年度第1回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

1 日 時

平成29年11月29日（水） 午後1時30分～午後2時45分

2 場 所

甲斐市役所本館 3階 大会議室

3 出席者

(1) 運営協議会委員

18名のうち14名出席

(2) 事務局

市民部長、保険課長、国民健康保険税係長、国民健康保険給付係長

4 内 容

(1) 平成28年度国民健康保険特別会計決算について

① 説明の要旨

- ・歳入合計89億952万751円に対して、歳出合計85億3,084万5,706円で、歳入歳出差引額は3億7,867万5,045円の黒字決算となった。
- ・平成28年度は被保険者数が減少するとともに一人当たり保険給付費も減少した。一人当たり医療費は322,250円で前年度対比10,508円、3.2%減少した。これは平成27年度に医療費急増の原因となったC型肝炎新薬の薬価が引き下げられたことが主な要因であると考えられる。
- ・また、3億7千万円余の黒字となった主な要因としては、新薬の薬価引き下げ等により保険給付費が前年度に比べ約4億3,700万円減少したことによると思われる。
- ・なお、国民健康保険財政調整基金は、平成28年度末現在 7億6,578万6千円となっている。
- ・国民健康保険税は、平成22年度に税率を改正して以来据え置いている。被保険者数の減少に伴い現年調定額は減少し、保険税収納済額についても同様に減少傾向となっている。
- ・平成28年度調定額の総合計24億7,871万5,491円に対し、収入済額は18億3,176万3,873円で、収納率は合計で73.79%となった。そのうち現年度分の収納率は92.00%、過年度分が23.31%で、いずれも向上している。
- ・3款 国庫支出金は17億6,280万274円で。1項 国庫負担金13億2,945万1,274円は一般被保険者の療養給付費及び療養費、高額療養費、後期高齢者支援

金、介護納付金の約 32%相当額が国から交付される療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金などとなる。

- ・ 2 項 国庫補助金 4 億 3,334 万 9,000 円は 市町村の財政力の不均衡を調整するための普通調整交付金と、20 歳未満の被保険者が多いことなどの特別な事情に対する交付金の特別調整交付金となる。
- ・ 4 款 療養給付費等交付金 1 億 5,165 万 4,826 円は 退職被保険者の保険給付費の財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものとなる。
こちらについては、制度の廃止に伴いまして、現在経過措置期間となっている。毎年交付額、被保険者数ともに減少している状況である。
- ・ 5 款 前期高齢者交付金 19 億 9,017 万 1,155 円は、各保険者間の医療負担の不均衡等を調整するための交付金制度で、65 歳から 74 歳の前期高齢者被保険者が少ない被用者保険被保険者が、社会保険診療報酬支払基金に納付金を納付し、前期高齢者が多い国保のような保険者が交付を受ける制度である。
- ・ 6 款 県支出金 4 億 4,924 万 1,693 円は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、国保財政の安定化を図るための都道府県調整交付金などである。
- ・ 7 款 共同事業交付金 18 億 99 万 1,536 円は 高額医療費が国保財政に与える影響を緩和するために、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える高額医療に対して超えた分の 59/100 が市町村に交付される高額医療費共同事業交付金 2 億 2,665 万 9,626 円と、県内の市町村間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、レセプト 1 件当たり 80 万円までの医療費に対して 59/100 の額が市町村に交付される保険財政共同安定化事業交付金 15 億 7,433 万 1,910 円である。
- ・ 9 款 繰入金 5 億 8,301 万 5,560 円は、1 項 一般会計繰入金である。2 項 基金繰入金はなしだった。
- ・ 一般会計繰入金の内訳は、保険基盤安定繰入金 保険税軽減分 2 億 9,262 万 1,488 円、保険基盤安定繰入金 保険者支援分 1 億 5,690 万 8,522 円、職員給与等繰入金 9,782 万 7,233 円、出産育児一時金等繰入金 2,402 万 2,599 円、その他の繰入金 1,163 万 5,718 円となる。
- ・ 10 款 繰越金 3 億 821 万 4,898 円は、前年度からの繰越金である。
- ・ 11 款 諸収入 2,916 万 5,035 円は、一般被保険者延滞金 1,430 万 533 円と、一般被保険者返納金 433 万 3,364 円などである。
- ・ 以上で歳入の説明は終わり、これから歳出の説明をする。
- ・ 1 款 総務費は、支出済額 9,927 万 3,633 円で、1 項 総務管理費 9,036 万 8,000 円は、国民健康保険係の一般職員の人件費及び国保事業に係る事務費等、2 項 徴税費 878 万 3,822 円は、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費、3 項 運営協議会費 12 万 1,811 円は、国民健康保険運営協議会委員報酬等である。
- ・ 2 款 保険給付費は、支出済額 49 億 4,738 万 558 円、歳出の約 60%を占める。
- ・ 1 項 療養諸費 43 億 3,630 万 8,340 円は、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等に係る医療費に対して約 7 割を保険者が負担したものの他、療養費や審

査支払手数料等である。

- ・ 2 項 高額療養費 5 億 6,922 万 469 円は、高額な医療費により自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給したものである。
- ・ 4 項 出産育児諸費 3,605 万 1,749 円は、出産育児一時金 3,603 万 3,899 円、86 件分及び審査支払手数料 17,850 円（85 件）である。
- ・ 5 項 葬祭諸費 580 万円は、1 件 5 万円、116 件分である。
- ・ 3 款 後期高齢者支援金 10 億 759 万 2,799 円は、後期高齢者医療制度への負担金及び事務費拠出金である。
- ・ 4 款 前期高齢者納付金 73 万 3,341 円は、65 歳から 74 歳の方の保険者間における医療費負担の不均衡を調整するための制度への納付金及び事務費拠出金で、被保険者数に応じた金額を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものである。
- ・ 6 款 介護納付金 3 億 8,168 万 9,981 円は、40 歳から 64 歳までの被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に支出したものである。
- ・ 7 款 共同事業拠出金 18 億 5,261 万 429 円は、国保連合会を実施主体として高額医療費が市町村国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える高額医療に対する再保険事業としての拠出金の高額医療費共同事業拠出金及び、レセプト 1 件当たり 80 万円以下の全ての医療費を対象とする再保険事業の拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金等である。
- ・ 8 款 保健事業費は 6,128 万 2,969 円で、1 項 特定健康診査等事業費 5,505 万 5,713 円は、病気の予防や早期発見を目的とした健康診査の経費及び、保健指導に係る費用である。
- ・ 2 項 保健事業費 622 万 7,256 円は、国保だよりの作成経費及び、医療費通知とジェネリック医薬品差額通知の作成委託料と郵送料である。
- ・ 9 款 基金積立金は、前年度繰越金から 1 億 6 千万円と基金運用利子 102 万 8 千円を積立てたものである。
- ・ 10 款 公債費 1,424 万 6,501 円は、1 項 公債費 3,835 円は一時借入金に伴う利子、2 項 広域化等支援基金償還金 1,424 万 2,666 円は、平成 14・15 年度の国民健康保険調整交付金の過大申請に伴う返還金で、県の広域化等支援基金貸付金を活用して国に返還した。この県の貸付金を平成 21 年度から 29 年度の 9 年間で償還しているものである。
- ・ 11 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金 497 万 9,686 円は、一般被保険者保険税還付金 496 万 7,686 円と、平成 27 年度の県の老人医療費対策事業費補助金の確定に伴う返還金 1 万 2,000 円である。

② 主な質疑

- ・ 歳出、4 款 前期高齢者納付金と、5 款 老人保健拠出金は執行率が 50%台にしかになっていないがなぜか。

⇒前期高齢者納付金については執行率が 50.13%となっているが、支出金額が確定

した時に、予算額の見直しをしなかったためにこの執行率となっている。老人保健拠出金についても、理由としては同様であるが、こちらは、制度自体は平成20年度に終了していて、事務費だけを拠出しているもので、その計上額も少額であることから、予算額の見直しを実施せず、執行率が59.17%と低くなってしまっている。

・国保税の収納率は、決算資料では73.90%になっていて、国民健康保険税収納状況の資料では73.79%になっているがどうか。

⇒決算資料の収納率は、単純に収入済額を調定額で割った数値である。国民健康保険税収納状況の資料では、収入済額から還付未済額を引いた数値を調定額で割って算出しているのだから、それで率の相違が出る。

・収納率は、本来73.79%が正しいのか。

⇒決算資料の収納率は、会計上の収納率を表示していて、単純に収入済額を調定額で割った数値となっており、四捨五入をして73.90%となっている。

国民健康保険税収納状況の資料でも、還付未済額も含めて算出された収納率である73.90%が掲載されている。そして、還付未済額を引いて算出した数値が73.79%として表示されている。

・決算資料の収納率は、還付未済額を含んだ状態で算出しているから、その分収納率が高くなっているということか。

⇒そうなる。どうしても、還付通知を送付した後、請求が年度中に上がってくれば良いが、3月末の異動だとか年度中に処理がしきれないものが出てくる。また、請求をしてこない被保険者もいるのでそういった分が翌年度以降の還付となることから、還付未済額となってしまう。

・県に報告する収納率の数値は、73.79%か。

⇒県へは、還付未済額を差し引いた数値を報告している。

(2) 平成29年度国民健康保険税の本算定について

① 説明の要旨

・今年の6月の運営委員会で、据え置きということで答申を受け、今年度も昨年度と同様の税率となっている。

・国民健康保険税額（現年）は、この税率で算定した国民健康保険税額の調定額及び収入見込額である。

・国民健康保険税は一般被保険者と退職被保険者に分かれ、それぞれ医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分がある。このうち、介護保険分は40歳以上65歳未満の方が対象となっている。

・また、退職被保険者は、平成26年度末で廃止となった退職者医療制度に該当していた60歳以上65歳未満の被保険者と、その被扶養者が対象で、65歳に到達した時点で一般被保険者に移行することから、被保険者は年々減少し、平成31年度末で対象者はなくなる。

- ・国民健康保険税額の合計について、調定額 17 億 8,510 万 7 千円に、予定収納率 91.27%をかけた収入見込額は、16 億 2,926 万 7 千円となった。
- ・収納率は一般被保険者よりも退職被保険者が高い傾向にあることから、退職被保険者の収納率を若干高く見込み、一般被保険者と退職被保険者の合計で 91.27%として収入見込額を算定している。
- ・収入見込額を昨年度の本算定時と比較しますと、約 7,860 万円の減少となった。これは被保険者数の減少等によるものである。
- ・また、本年度当初予算の国民健康保険税現年分に対して 3,270 万円ほど不足となっておりますが、前年度からの繰越金が 3 億円あまりあることなどにより、国民健康保険特別会計の財政運営が可能であると考えている。
- ・なお、今後も療養給付費並びに国県支出金等の動向に注意して運営していく。
- ・本算定時の世帯数・被保険者数の状況であるが、世帯数 10,683 世帯、被保険者数 17,889 人となり、ともに減少傾向にある。
- ・次に、調定額の状況であるが、1 人当たり調定額は 99,788 円 前年度に比べ 694 円減少、1 世帯当り調定額は 167,098 円 4,358 円の減少となっている。これは、所得の減少と軽減対象範囲の拡充によるものと思われる。
- ・また、国民健康保険税の軽減の状況は、医療保険分と後期高齢者支援金分の軽減世帯数で 5,620 世帯、73 世帯の減少。介護保険分で 2,255 世帯、162 世帯の減少となっている。
- ・医療分と後期高齢者支援金分の軽減世帯の割合は、0.8%増加し 52.6%が軽減世帯となった。軽減額の合計は 2 億 8,328 万円となり、前年度より約 790 万円の減少となった。
- ・最後に、国民健康保険税の限度額超過の表であるが、医療保険分と後期高齢者支援金分の課税限度額は前年度と同額の医療保険分 54 万円、後期高齢者支援金分 19 万円、介護保険分は 16 万円、合計で 89 万円となっている。
- ・今回、限度額を超えた世帯数は、医療保険分が 222 世帯、後期高齢者支援金分が 126 世帯、介護保険分が 93 世帯となっている。限度額超過額の合計は 1 億 3,510 万円となり、4,614 万円 2.55%の減少となった。

② 主な質疑 なし

(3) 甲斐市第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び

甲斐市第 3 期特定健康診査等実施計画の策定について

① 説明の要旨

- ・データヘルス計画については、昨年度第 1 期の計画を策定いたして、現在第 2 期計画策定を進めている。
- ・甲斐市第 3 期特定健康診査等実施計画については、平成 25 年度から平成 29 年度までが第 2 期の計画期間となっていて、平成 30 年度からの計画を策定するものである。

- ・これまで説明をした中では、別々に計画を策定するというので説明をしていたが、今回一本の計画として、保健事業実施計画の一部として特定健康診査等実施計画を策定して良いとの回答があった。そうしたことから、今回一体の計画として作業を進めているところである。
- ・経緯であるが、保健事業実施計画（データヘルス計画）は、平成28年度に平成28年度・平成29年度を計画期間として第1期計画を策定し、被保険者の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防に取り組んでいるところである。
- ・特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度からの第1期、平成25年度からの第2期の計画を策定し、特定健康診査及び特定保健指導を実施している。
- ・計画策定についてであるが、両計画は平成29年度末で計画期間を終了することから、第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画を策定し、被保険者の健康保持増進を図るものである。
- ・また、健診データ、レセプト等医療費データ、介護保険データ等を分析検証し、地域特性等の現状を把握して、本市の保健事業や被保険者の医療の状況に即した計画となるよう保険課、健康増進課、長寿推進課の職員が協力して計画策定作業に当たる。
- ・計画期間は、以前は5年間の計画となっていたが、平成30年度からは、平成35年度までの6年間の計画となる。こちらについては、平成27年の法改正により、計画期間が5年から6年に延ばされたものである。
- ・計画概要の、基本指針は、健康寿命の延伸と医療費適正化を目指して保健事業を進めるため、平成30年度からの次期計画を策定するものである。
- ・特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画は、相互に連携して策定することが望ましいとされている。
- ・また、県から国に照会したところ、データヘルス計画の一部として特定健康診査等実施計画を策定できるとの回答があったことから、一体の計画として策定する。
- ・記載すべき事項として、基本的な記載事項については、第1期データヘルス計画及び第2期特定健康診査等実施計画に準じた内容となる。
- ・今般、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等の一部改正が示され、健診における検査項目等の見直し及び追加、特定保健指導の実施方法の見直し、特定健康診査及び特定保健指導の実施目標等が示された。
- ・また、今後国から示される、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の改正、特定健康診査等実施計画作成の手引き及びデータヘルス計画作成の手引き等の内容を確認しながら策定作業を進めていく。
- ・スケジュールであるが、9月にプロポーザル方式により委託業者を選定し、策定作業に着手している。
- ・12月下旬に計画素案を国民健康保険運営協議会に報告し、計画案に対する意見を聞き、その後、パブリックコメントの実施、国民健康保険運営協議会への再度の説明、諮問、答申等を経て、3月に公表（広報・ホームページ）を予定している。

- ・今回、策定の作業着手が当初想定していたよりも遅くなったが、これについては国からの指針とか、手引き関係の提示が非常に遅れていて、その様子を見ていたことで遅くなったもので、期限については間に合わせる様現在作業をしている。今後素案への意見を提出してもらおうのでよろしくお願いします。

② 主な質疑

- ・保健事業実施計画、データヘルス計画は、いわゆる国保が保険者としてレセプト情報等を分析して、その分析結果に基づいてこれからの保険事業を計画的に進めていく予定だと思うが、特定健康診査等実施計画は、40歳から74歳までの年齢層に限った計画だと思うが、これは国保の被保険者に限ったものか。

⇒保健事業実施計画（データヘルス計画）、特定健康診査等実施計画は、甲斐市が国民健康保険保険者として策定をするものになるので、どちらも対象は甲斐市の国民健康保険被保険者となる。

保健事業実施計画については、国保において今後レセプト等のデータを検証する中で、どういうふうに進めていくことがより効果的かということを検証した上で、今後の事業展開を計画していく。

また、特定健康診査等実施計画については、今後国から示される特定健康診査及び特定保健指導の決定した内容等を盛り込んだ上で、健康診査の目標率や、特定保健指導の実施目標等を含めて計画を定めるものとなる。

- ・特定健康診査等実施計画というのは、国保の被保険者だけではなく、甲斐市内の40歳から74歳までの年齢層の方すべてが対象か。

⇒甲斐市の国民健康保険の被保険者だけが対象である。

高齢者の医療の確保に関する法律において、それぞれの保険者が特定健康診査を実施するということが定められている。であるからあくまでも対象は甲斐市の国民健康保険の被保険者が対象ということになる。ただし、現実の検診になると、がん検診とか一部の検診は実際には実施しているということと、被扶養者については健康増進課で、併せて実施をしている。

(4) 国民健康保険制度改正について

① 説明の要旨

- ・国保制度の改正により、平成30年度から県も市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担うこととされている。
- ・新制度では、県が県全体の医療費を見込み、各市町村の所得水準や被保険者数などに応じて、市町村ごとの納付金を算定し、市町村は県に納付金を納める仕組みとなる。
- ・今回、報道発表されたものは、平成29年度に新制度が導入されたと仮定した場合の平成29年度の納付金を試算したものである。
- ・平成29年度の納付金の試算額と平成27年度決算ベースの納付金額と比較して納付金額が増額した部分に、国・県の公費を投入し、減額調整を実施している。報

道にあった8市町村で増額というのは減額調整前をさすもので、減額調整を実施した結果、増額となる保険者はなかった。

- ・また、この試算は、県への納付金を基準として試算したものであり、実際には健康診査などの保健事業、出産育児一時金の費用なども含めて保険税率を決定するため、被保険者が市に納める保険税の増減とは別のものとなる。
- ・なお、平成30年度の納付金は、平成28年度決算ベースの納付金額と比較して、公費投入による軽減調整を実施することから、今回の試算結果と相違することもあり得る。
- ・県は平成29年10月に、今回報道発表があった試算を行い、現在は、平成30年度納付金の推計作業を行っている。推計の結果は12月末を目途に示される予定である。また、1月に納付金額等を決定し、市町村に通知することとなっている。
- ・市では、この結果を受け、税率改正の検討をすることとなる。
- ・県で作成を検討している被保険者向け国保制度改正のパンフレットの案は、A4両面印刷の案1と、A4両面印刷を三つ折りにした案2があり、甲斐市では案2を要望している。内容はどちらも概ね同様である。案2の三つ折りを要望した理由としては、保険証を発送する際に同封することを検討しているためである。なお、制度改正後も被保険者の方の手続きについては、市の窓口で受付けるので、大きな変更はない。保険証に都道府県名が入るとか、県内の転出入は被保険者の資格を引継ぐといった変更点はあるが、被保険者からすると、ほとんど変更点はない。
- ・平成30年度以降の予算科目の変更点について、歳入では3款 国庫支出金、4款 療養給付費等交付金、5款 前期高齢者交付金が県の歳入に変わるため廃止となる。7款 共同事業交付金は、都道府県化に伴い共同事業そのものが廃止となる。一方、6款 県支出金は、これまでの国庫支出金や前期高齢者交付金が県に交付され、療養給付に必要な費用が県から市町村に交付されることとなるため、大幅に増額となる。
- ・歳出では、3款 後期高齢者支援金、4款 前期高齢者納付金、5款 老人保健拠出金、6款 介護納付金、7款 共同事業拠出金が廃止となる。
- ・また、県への納付金科目として、3款 国民健康保険事業費等納付金を新設し、療養給付費分納付金、後期高齢者支援金等分納付金、介護納付金の各納付金科目を設置する。
- ・現在平成30年度予算の編成中だが、今までは国民健康保険特別会計は、予算総額で約90億円くらいだったが、制度改正後は70億円程になる。

② 主な質疑

- ・国民健康保険関係予算の制度改正後の概要等について、その資料等はいつごろ提示してもらえるのか。

⇒予算については、2月に開催予定の運営協議会の中で、予算案の概略の数字等を

含めて、示したいと考えている。

- ・来年から国保が県に一本化されるということだが、平成 28 年度決算でも、国民健康保険特別会計に一般会計から 5 億 8,301 万 5,560 円繰入れた上で、3 億 7,867 万 5,045 円の黒字が出ている。

おそらく、山梨県の他市町村の国保でも、特別会計予算だけで事業が行えずに、一般会計からの繰入れでしのいでいた経過があるとする、国保の都道府県化後、不足分が県から交付されるとすれば、平成 30 年度以降、各市町村において一般会計からの繰入れは行われなくなるということではないのか。

⇒一般会計からの繰入金で、甲斐市で実施しているのは、まず職員給与費等繰入金がある。これは、国の繰出基準で、国民健康保険特別会計の職員人件費、事務費については一般会計での負担ということで通知が出ていて、それに基づいて繰入れをしている。

それから、保険基盤安定繰入金について、これには保険税軽減分と、保険者支援分がある。この 2 つについても、法定の繰入れとして実施をしている。

それ以外に、甲斐市で法定外の繰入れとして窓口無料化関係の、乳幼児医療対策事業費波及分繰入金、ひとり親家庭医療対策事業費波及分繰入金、重度心身障害者医療対策事業費波及分繰入金、甲斐市こども医療費対策事業費波及分繰入金を実施している。

それと、法定内の繰入れとして財政安定化支援事業繰入金がある。昨年度は予算を計上していたが、3 億円の黒字決算が見込まれたことから繰入れをしていない。

平成 30 年度以降については、今話しをしている繰入金については原則そのまま予算計上する予定である。

他市の事例では、繰上充用という、翌年度の予算から繰上げて赤字を埋めていくという運用の例がある。

また、一般的には国民健康保険特別会計が赤字になった場合に、その赤字分を補てんするために一般会計から繰入れをしている。甲斐市では、平成 20 年度と平成 22 年度に税率改正を実施しているが、平成 20 年度の税率改正以前については、赤字分を一般会計からの繰入金で賄っているというやり方をしていた。その後、平成 22 年度の税率改正以降はずっと黒字になっていて、おそらく今年度も黒字決算になると考えているが、黒字決算となった主な要因としては、歳入予算の 5 款 前期高齢者交付金 19 億 9,017 万 1,155 円について、これは前期高齢者である被保険者に対する社会保険等からの支援金だが、この歳入が非常に大きいことと、それに対して 65 歳以上の被保険者の医療費がそれほどは伸びてはいないところが、黒字決算となった大きな要因ではないかと思っている。

(5) その他

- ・今後の国民健康保険運営協議会の開催予定について、次回運営協議会の開催を 1

2月26日火曜日、午後1時30分からを予定している。

- 案件は、甲斐市第2期保健事業実施計画及び第3期特定健康診査等実施計画の素案について提示して、それに対する意見をもらうための説明と、平成30年度の国民健康保険事業費納付金についてなどを予定している。なお、納付金については、県の算定作業の状況次第となるが、本日は、今回県から示された試算の数字については示すことが出来なかったが、次の会議において、平成30年度の仮算定を提示出来るのではと考えている。
- 年明けの、2月上旬から中旬に本年度最後の運営協議会の開催を予定している。
- 案件は、甲斐市第2期保健事業実施計画及び第3期特定健診実施計画案についての諮問、平成30年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について、平成30年度予算案についてなどを予定している。